

## 北九州空港の物流に係る需要調査業務委託優先交渉権者審査要領

### (趣旨)

第1条 北九州空港の物流に係る需要調査業務委託優先交渉権者等については、本要領に定めるところにより決定する。

### (審査)

第2条 優先交渉権者等の審査は、「北九州空港の物流に係る需要調査業務委託公募型プロポーザル実施要領」に基づく参加資格要件を満たし、同要領の定めるところにより企画提案書を提案した者を対象に行う。

2 企画提案書の審査は、提案された内容に対して、別紙「採点表」に基づき点数を付することにより行う。

### (審査機関)

第3条 企画提案の審査は北九州空港の物流に係る需要調査業務委託優先交渉権者審査委員会において行う。

### (優先交渉権者の決定方法)

第4条 企画提案書の審査において、各審査委員の点数の合計が最も多い者を優先交渉権者とする。また、各審査委員の点数の合計が二番目に多い者を次点の交渉権者とする。

2 前項の場合に、各審査委員の点数の合計が最も多い者が複数者いる場合は、審査委員長が最も高い者を優先交渉権者とする。この場合において、審査委員長の点数が同点の場合は、審査委員で投票を行い、優先交渉権者を決する。

3 前項の審査委員による投票は、第1項に規定する各審査委員の点数の合計が最も多い者に対し、各審査委員がそれぞれ1票を投じて決する。

### (適用期日)

第5条 この要領は、令和6年4月26日から適用する。